

資料⑨

環境調整システム適用対象事業一覧表

番号	開発事業の種類	対象規模	時期
1	道路の整備事業	(1)道路(農・林道及び県代行道路含む。)の新設(既存の道路を拡幅、改修する場合を除く。)及び街路の整備	道路の新設又は街路の整備の延長が1km以上であるもの
		(2)道路の沿道における施設の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの
2	河川・ダム等の整備事業	(1)河川の整備及び改修事業	河川整備計画の延長が1km以上であるもの
		(2)河川改修等と併せて行う施設の整備及び河川空間の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの
		(3)ダム(砂防、治山、防災及び発電専用ダムを除く。)の新築事業	湛水面積が1ha以上であるもの
		(4)ダム改修と併せて行う施設の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの
		(5)砂防事業(ダムの新築事業又は渓流護岸整備事業。渓流環境整備計画の策定を要しないものを除く。)	全てのもの
		(6)堰の新築事業	湛水面積が1ha以上であるもの
3	海岸の整備事業	海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業(局部改良、補修を除く。)	全てのもの
4	公有水面の整備事業	公有水面の埋立及び干拓事業	事業区域の面積が0.5ha以上であるもの 港湾事業のうち重要港湾にあっては港湾計画を策定する前、その他の港湾にあっては基本設計を行う前。 漁港整備事業にあっては事業区域を決定する前
5	港湾の整備事業	港湾の整備事業及び漁港漁場整備事業(泊地の整備を含む。ただし、航路泊地の維持、浚渫を除く。また、漁港漁場整備事業にあっては漁場環境保全事業を除く。)	事業区域の面積が0.5ha以上であるもの 重要港湾にあっては港湾計画を決定する前、その他の港湾にあっては基本設計を行う前。 漁港漁場整備事業にあっては事業区域を決定する前

番号	開発事業の種類		対象規模	時期
6	森林の整備事業	治山事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	事業区域を決定する前
7	公園の整備事業	(1)都市公園、森林公園（県民の森を含む。）及び農村公園の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	都市公園、森林公園にあっては基本計画を決定する前。 農村公園にあっては事業施行申請公告の前
		(2)自然公園等施設の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	実施計画を決定する前
8	下水道の整備事業	流域下水道終末処理場の新設事業	全てのもの	基本構想を決定する前
9	水道の整備事業	浄水場（ポンプ所、調圧水槽、配水タンク、取水所及び導水所の設置を含む。）の新設事業（工業用水を含む。）	事業区域の面積が1ha以上であるもの	浄水場の位置を決定する前
10	農業農村の整備事業	(1)農用地の開発事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	開発事業計画を決定する前
		(2)ほ場の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	ほ場整備計画を決定する前
		(3)かんがい排水施設の整備事業	用水路の延長が1km以上であるもの（ただし改修を除く）	整備計画を決定する前
		(4)ため池の新築事業	貯水面積が1ha以上であるもの	位置、区域を決定する前
		(5)防災ダムの新築事業	湛水面積が1ha以上であるもの	
11	発電所の整備事業	(1)ごみ固形燃料発電所の新設及び増設事業	全てのもの	発電所の計画地点を決定する前
		(2)水力発電所（変電所、鉄塔、配電線を含む。）の新設事業	全てのもの	
12	建物の建設事業	建物の建築（同一敷地内の移転を除く。）事業	延べ床面積の合計が2000m ² 以上であるもの	位置、区域を決定する前
13	用地の整備事業	用地の造成事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	位置、区域を決定する前
14	その他	年度ごとに対象事業がない開発事業の種類にあっては、対象規模未満の事業のうち最も規模が大きいと考えられる事業で部会長が必要と認めるもの		